

熊本県有明海区漁業調整委員会
第519回議事録

令和5年(2023年)5月16日開催

第519回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年(2023年)5月16日(火) 午前10時30分から

開催場所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

出席者

(出席委員) 橋本孝 木山義人 藤森隆美 西川幸一 平山泉 八塚夏樹
佐小田眞智子

(欠席委員) 吉本勢治 浜口多美雄 小森田智大

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 主幹 中根基行 参事 郡司掛博昭
技師 對馬康史

議 事

議 題

第1号議案 熊本県有明海区における第15次漁業権切替に関する漁場計画(免許の内容等)について(答申)

第2号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第3号議案 令和5管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について(諮問)

議事の経過
事務局

それでは、第519回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は10名中7名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第519回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部ずつお配りしております。

ここで資料の訂正をお願いいたします。次第の第1号議案の第15次の「次」が時間の「時」になっております。つぎの「次」に訂正願います。それともうひとつ資料の43ページの一番上の第1種区画漁業の後に「かき支柱式養殖業」が漏れておりました。前ページの81号と同じ部分をご参照ください。資料の過不足等ありませんでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

それでは、ただ今から第519回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は藤森委員と平山委員をお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「熊本県有明海区における第15次漁業権切替に関する漁場計画（免許の内容等）について」でございます。

令和5年4月17日付け水振第59号で知事から諮問がございまして、先ほど、漁業法第64条第5項に基づく公聴会を開催しました。公述者はいらっしゃいませんでしたが、委員の皆様から御意見、御質問等ございましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

漁場計画について、水産振興課から改めて説明することはござい

ますか。

水産振興課

水産振興課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、当該計画（案）に係るご報告です。令和5年3月31日から令和5年4月20日まで行った利害関係人意見聴取及び関係機関協議では、特に意見はございませんでした。

また、前回の委員会後に当該計画（案）について、関係者の意見を聴取するため、5月2日に県の公報へ登載するとともに、水産振興課内に当該計画案の閲覧場所を設けましたが、閲覧者による意見はありませんでした。

その他、当該計画案につきまして、特段の意見は寄せられておりません。

以上を踏まえまして、熊本県有明海区における第15次漁業権切替に係る漁場計画（免許の内容等）について委員会からの答申をお願い致します。

最後に、今後のスケジュールについてご説明します。今回、委員会からの答申をうけて、漁場計画を決定し、5月末に正式な漁場計画として県公報で公示します。この計画に対して免許申請が行われます。申請期間は6月1日から7月17日を予定しております。

免許の申請があったものについて、8月上旬を目途に海区委員会の方に諮問をさせていただいて9月1日付けで免許といった流れになります。

水産振興課からの説明は以上です。

議長

漁場計画について、他にありませんか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
引き続きまして、第2号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料46ページから57ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、お手元の法令集をご覧ください。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。今回公示を予定している漁業は、いかかご漁業です。

では、いかかご漁業及び制限措置の概要について説明します。法令集の上から1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の右の図のような漁具を設置し、こういか等を漁獲します。漁期は、12月から6月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド4番の参考図に色付けしている各共同漁業権漁場を、漁協ごとに組み合わせた区域となっています。許可予定の隻数は合計63隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料46ページから49ページに記載のとおりとなっています。いかかご漁業については、以上です。

許可の申請期間についてです。スライド5番をご覧ください。申請期間は、令和5年5月29日から令和5年6月14日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

はい。

議長

他にないようですので、第2号議案については『意見なし』ということで、答申します。

次に第3号議案『令和5管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理分へ配分する数量について（諮問）』、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第3号議案令和5管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

まず60ページの図1で資源管理の流れを簡単に説明します。

上段をご覧ください。漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査に基づき、研究機関が資源量や漁業の影響の評価及び将来予測といった資源評価を行います。

その後、右側にある通り、漁業者や各都道府県等の意見を確認した上で、国が資源管理目標や漁獲管理規制を定めます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、総漁獲可能量が設定されます。

漁獲量がこの総漁獲可能量を超えることがないように数量管理を行っていくものが、下段中央にあるTAC管理と呼ばれるものです。

現在の熊本県のTAC対象魚種は、まあじ、まいわし、まさば、ごまさば、するめいか、くろまぐろの5魚種です。

図2をご覧ください。TAC管理では、まず、国から都道府県ごとの漁獲可能量が配分されます。これが、各都道府県の漁獲量の上限になります。

各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量を知事管理漁獲可能量といいます。

知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で決定することとなっています。

このため、本委員会において「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理漁獲可能量への配分について今回諮問させていただくものです。

資料の61ページをご覧ください。令和5年7月1日から始まる

令和5管理年度の「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決定する必要があります。熊本県の配分量は「現行水準」、現行水準の場合の目安数量は590トンです。

都道府県別の漁獲可能量についてですが、日本全体の漁獲実績の上位80パーセントを構成する都道府県には具体的な数量による割り当てがあります。熊本県は上位80パーセントに該当しなかったため、「現行水準」で配分されました。

県留保枠は「なし」としていますが、配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。

これに従い、令和5管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分への配分量を「現行水準」としたいと考えます。

以上の、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に関する令和5管理年度における知事管理区分配分する数量について、御審議の程よろしくお願いします。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

TACについては全国的に問題になっている。特にここに出ている「まさば、ごまさば」対馬暖流、今年、長崎でえらい獲れたということで、枠いっぱいになったと数量でね。水産庁に枠を増やしてくれと言って、いざ許可が下りたときには、魚がいなくなったということで、今ものすごく問題になっていると思うけども、今年は「まぐろ」と「さば」が非常に多かった。「いわし」全国的に獲れているけれども、現行水準県で漁獲量が積み上がって、目安数量までの枠が無くなったときの対応について、何か話は聞いていないか。

水産振興課

水産振興課です。

水産庁の方から特段、話はあっておりません。

今回、現行水準590トン、現行水準という形ではありますが、実際は590トン以内に収めてくださいと、水産庁から指導がっておりますので、基本的には「まさば」「ごまさば」については、590トン以内で管理できるように努め、資源の乱高下についての対

応は、水産庁との意見交換の中で、もし情報がありましたら、お話しする機会もあるかと考えます。以上です。

藤森委員

分かりました。

議長

他に何かございませんか。

委員

はい。

議長

他にないようですので、第3号議案については『意見なし』ということで、答申します。本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局はありますか。

事務局

ございません。

議長

なければ、これで第519回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。